

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第247号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月27日（木） 07時55分ごろ	
発生場所	島根県松江市島根町 多古鼻灯台から真方位304° 5,700m付近 （概位 北緯35° 37.9′ 東経132° 02.4′）	
事故等調査の経過	平成21年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十二海幸丸、198トン 133672、有限会社海幸海運 B 遊漁船 俊栄丸、1.3トン 270-37702島根、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、六級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B ネットホーラ破損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、島根県鹿島港 ^{かしま} に向け南西進中、B船は、船長1人が乗り組み、多古鼻沖で船首からパラシュートアンカーを入れて船首を南南西に向けて釣りのため漂流中、平成21年8月27日07時55分ごろ、A船の船首とB船の右舷船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 船長Aは、多古鼻沖を南西進中、右舷前方に注意を集中し、前路の適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 船長Bは、B船が漂流中なので、他船が避けてくれると思込み、右舷後方の見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、多古鼻沖において、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが前路の適切な見張りを行わず、また、船長Bが右舷後方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	